

組合員各位

三芳町観光産業課長

(公印省略)

令和5年度三芳町農業振興補助金申請について

標記の件につきまして、下記のとおり、変更がございます。ご承知おきのうえ、ご対応をお願いします。

記

【変更1】

令和5年5月の農家組合回覧にて、「国が実施している肥料価格高騰対策事業(春肥分)で申請した肥料等は農業振興補助事業(有機肥料ブレンド材等への補助)としては申請できない」とお伝えしておりましたが、埼玉県肥料価格高騰対策協議会に確認したところ、「申請(受給)できる」と回答がありました。つきましては、今年度は、令和3年度以前と同様に有機肥料ブレンド材等への補助につきましても、令和5年1月1日から令和5年12月31日の1年間の購入分を補助対象とします。

※有機肥料ブレンド材補助対象は、1月の農家組合回覧の補助対象表をご確認ください。

※なお、町の補助(有機肥料ブレンド材)は、化成肥料等は対象外となりますのでご注意ください。

※参考(国の肥料価格高騰対策事業(春肥分)について)↓

補助対象 令和4年11月から令和5年5月までに注文(購入)した肥料登録のある肥料

申請期間 令和5年4月3日から令和5年6月30日まで

【変更2】

当補助事業(畑作土壌改進黨業・特別栽培推進事業・生分解性マルチフィルム推進事業・農業資材適正処理事業)においては、申請時の領収証の添付を不要とすることを目的に、農協はじめ一部肥料販売店より購入履歴等情報の提供を受けています。

しかしながら、近年の個人情報の取扱いの厳格化のため、個人情報の提供については申請者個人の同意が必要となります。

つきましては、肥料販売店(JA いるま野(口座振替)、山田採種場、清水商事、むさしの有機、鈴兼米穀、種七農芸園に限る)からの購入分で領収証を添付しない方につきましては、「個人情報の取扱いについて」同意のうえ、『日付』、『住所』、『氏名』を記入して提出してください。

※「個人情報の取扱いについて」(同意書)は、12月の農家組合回覧にて全戸配布しております。

同意書の提出がない場合は、領収証の添付が必要となりますので、ご注意ください。

皆様にはお手数おかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※各補助事業内容については、別紙をご覧ください。

問合せ先:三芳町役場観光産業課・農業振興担当(049-258-0019 内線212)